

# 社会福祉法人 嘉祥会 各種給付金・特別休暇 一覧

給付項目		金額		提出証明書類及び注意事項	給付内容及び備考
祝 金	結 婚	勤続3年以上	30,000 円	婚姻受理証明書または戸籍謄本	
		勤続3年未満	20,000 円		
	出 産	第一子	10,000 円	母子手帳または子の健康保険証等	
		第二子以降	5,000 円		
見 舞 金	傷 病		10,000 円	診断書	復職するまで3ヶ月毎に支給
	災 害	世帯主	全壊・全焼	100,000 円	損失の割合が分かる公共機関(消防署等)が発行する「罹災証明書」等
			それ以外	50,000 円	
		非世帯主	全壊・全焼	40,000 円	
			それ以外	20,000 円	
弔 慰 金	本 人	勤続10年以上	200,000 円	戸籍謄本 (死亡の事実と受取人との続柄がわかるもの) 受取順位は、配偶者、子、父母の順です。	
		勤続10年未満	150,000 円		
		単身者	150,000 円		
	配 偶 者	勤続10年以上	50,000 円	同居の親族が対象 戸籍謄本・住民票 (死亡の事実、本人との続柄及び同居がわかるもの)	
		勤続10年未満	30,000 円		
	子・父母		30,000 円		
	兄弟・姉妹		10,000 円		
資格取得助成金 (試験)		試験内容により異なる	円	試験及び講座の領収証	講座費用の上限額は30,000円まで
資格取得助成金 (講座)		最高15,000	円	助成金はかかった費用の50%	
リフレッシュ旅行補助金		最高30,000	円	旅行の領収書	年度内に1回のみ
疲労回復マッサージ補助金		最高1,250	円	施術代の領収書	桜台接骨院は月に2回まで
ヘルパー2級資格取得助成金		30,000	円	ヘルパー2級資格証のコピー	取得後1年間嘉祥会での勤務が条件
人間ドック利用料補助金		最高12,000	円	補助金の額は検査項目の組合せにより異なる	年度内1回・領収証添付

## 【特別休暇内容】

特別休暇	条 件 等	付与日数	
結婚休暇	本人	5日	
	子	1日	
配偶者の出産休暇		1日	
忌引休暇	配偶者・子・父母の死亡		3日
	兄弟・祖父母の死亡	喪主のとき	3日
		喪主でないとき	1日
	配偶者の両親の死亡	喪主のとき	3日
喪主でないとき		1日	
お盆休暇	平成21年7月13日から平成21年8月31日までの間で2日間	2日	
ボランティア休暇	ボランティア活動に参加する場合	1日	
リフレッシュ休暇	リフレッシュ旅行に参加する場合	1日	
裁判員休暇(無給)	裁判員候補者として裁判所に出頭する場合	必要な日数	
	裁判員として裁判審査に参加する場合		